

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年1月6日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

世田谷区緊急時バックアップセンター夜間運營業務委託

(2) 目的

本事業は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号）及び世田谷区地域生活支援拠点等整備事業実施要綱（令和4年7月1日付4世障害施第492号）に基づき、障害者等の状態変化や介護者の急病等に伴う緊急時の対応を行うための世田谷区緊急時バックアップセンター（以下「センター」という。）の夜間における運営を目的とする。

(3) 事業内容

① 電話（FAX）窓口の設置及び受付

障害のある方の家族等が、急病や事故等で支援ができなくなった場合など、突発的な緊急時の相談に対して、専門員を配置し、電話（FAX）受付を行う。

② 電話（FAX）相談への対応（FAXでの受付の場合も、電話に準じて行う。）

相談があった場合は、障害者の状況について、的確に聴取し、記録する。
また、緊急を要する場合は、区の指定緊急連絡先に電話連絡し、その内容を報告の上、対応を依頼する。なお、状況により必要と判断した場合は、警察署、消防署への通報を行う。

③ 相談内容の引き継ぎ

緊急を要する場合は、区の指定する緊急連絡先に内容の報告や引き継ぎを行う。
また、緊急性はないが、対応が必要な場合や回答ができない場合等は、相談者に翌日対応することを伝え、日中のセンターと区へ内容の引き継ぎを行う。

④ 執務スペース

他の執務場所と分離した専用の電話及びFAX受付業務を行うスペースを設けること。ただし、当該業務に支障が生じない場合は、この限りではない。

⑤ 再委託

本業務は、第三者に委託することはできない。

⑥ その他

本業務における専用回線の番号は、区が指定する番号を使用すること。回線開設及び通話等に係る経費は、受託者が負担すること。

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、契約については、令和7年度予算配当を条件とする。

※令和8年度についても、本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定がある。

2 提案限度額

令和7年度 3, 234, 000円（消費税及び地方消費税含む）

8年度も同等程度を見込む。

※令和8年度については、予算が区議会で議決され配当されることを条件とする。

3 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 令和6年度を含む過去5ヵ年度の間に、官公庁より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第4項に基づく、地域生活支援拠点等事業の電話相談業務等の受託の実績を有すること。
- (6) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を取得（取得申請中も含む）していること。
- (7) 世田谷区緊急時バックアップセンター夜間運營業務委託運營業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5 提案書の選定方法

提案書の審査を実施し、合議により審査するため、選定委員会を設置し、審査基準に基づき、評価を行う。

なお、必要に応じてヒアリングを実施することとし、ヒアリングを行う場合は、招請通知に記載する。

6 提案書を特定するための評価基準

- (1) 法人の経営方針や認証制度の取得状況
- (2) 事業趣旨を踏まえた取組方針
- (3) 本事業を行うにあたっての実施体制（専門員の配置体制や研修、障害特性への理解と適切な対応力、バックアップ体制、受付の流れ、世田谷区の障害福祉サービス事業に関する知識等）
- (4) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (5) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
- (6) 類似事業の受注実績
- (7) 事業開始までの計画性
- (8) 見積金額の妥当性

7 手続等

(1) 担当部課

障害福祉部 障害施策推進課

(2) 説明書の交付期間、提出場所及び方法

- ① 期間:令和7年1月6日(月)から令和7年1月20日(月)午後3時まで
- ② 場所:世田谷区ホームページでの閲覧
- ③ 方法:世田谷区ホームページからのダウンロードによる

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限:令和7年1月20日(月)午後3時まで
- ② 場所:下記の本件担当に同じ
- ③ 部数:所定の様式 1部
3(4)(5)(6)を確認できる書類の写しを添付すること。
- ④ 方法:持参または郵送
- ⑤ 辞退:参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

- ① 期限:令和7年2月18日(火)午後3時まで必着
- ② 場所:下記の本件担当に同じ
- ③ 提出:原本及び副本を電子メールにて、PDFデータで提出すること。

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無
無
- (3) 契約保証金 不要
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の本件担当に同じ
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 詳細は説明書による。

9 本件担当

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区障害福祉部 障害施策推進課

施策推進担当 玉木、坂詰

(世田谷区役所第2庁舎3階33番窓口)

電話:03-5432-2426

ファクシミリ:03-5432-3021

E-mail: sea02083@mb.city.setagaya.tokyo.jp